



こどもの権利相談室 新学期



やまなしスマイル



中高生のみなさん！ 入学・進級・進学おめでとうございます。

機関紙(中高生用) 第9号 令和8年4月発行

中学校への入学、高校への進学では、新たな校種での新しい生活が始まることへの期待やワクワク感などがある反面、新しいクラスや友だち関係、勉強などに不安や複雑な思いを感じていることと思います。このことは、在校生が新学年を迎える場合も同じです。期待と不安の入り交じった新学期が始まりました。慌てず、焦らず、マイペースで進んでいきましょう。

今回は、最初にみなさんの教育を受ける権利と、学び続けることの大切さをお話したいと思います。



ここでいきなり 知識



江戸時代には学校に行っていたのかな？



〔寺子屋での学びの様子〕

▶江戸時代の儒学者に「佐藤一斎（さとういつさい）」という武士がいました。この人は、生涯学び続けることの大切さを「言志四録」に次のように書きました。
『少(わかく)して学べば、則ち壮にして為すことあり。壮にして学べば、則ち老いて衰えず。老いて学べば、則ち死して朽ちず。(意味→)』
ということは、江戸時代にも学校があって、学ぶことの大切さは、みんな分かっていたようですね。

→少年の時に学んでおけば、壮年になってから役に立ち何事かを為すことができる。壮年の時に学んでおけば、老年になっても気力が衰えることはない。老年になっても学んでおけば、ますます見識も高くなり社会に役立つこととなり、死んでからもその名は残る。

◆江戸時代の教育は、現代と違い、身分や地域によって特色がありますが、「寺子屋」「藩校」「私塾（学問所）」の3つが中心だったようです。全体として識字率が高く、世界的に見てもかなり教育の水準の高い社会だったとされています。

※識字率…「文字を読む」「文字の意味を理解する」「文字を書く」ことができる人の割合のことで、教育水準の指標です。

〔寺子屋〕とは…

江戸時代の初期に寺院などで庶民のこども（町人・農民）に対して読み書きを教えた所。現代の小学校に近い役割を果たしていました。江戸時代の教育は、寺子屋を中心に発展したということです。

〔藩校〕とは…

江戸時代に各藩が藩士（武士）を教育するために設立した教育機関です。
有名な藩校…会津藩（日新館）、長州藩（明倫館）、水戸藩（弘道館）など

〔私塾〕とは…

藩校や寺子屋とは異なり、有名な学者や指導者が開いた教育機関であり、身分に関係なく学べるのができたということです。有名な私塾…吉田松陰の「松下村塾」、緒方洪庵の「適塾」など

では

現代の教育は



みなさん全員に「教育を受ける権利」があります！



これは、憲法【第26条】、教育基本法【第4条】で認められた権利であり、みなさんに関係する子どもの権利条約【第28条】でも認められている権利です。この権利があることによって、みなさんは日本全国どこに住んでいても学校に通うことができ、同じ教育を受けることができます。

みなさんは、人生の中で、今、とても大切な時期を過ごしています。この機会を最大限に活用して、日々、様々なことを学び、考え、体験し、それを今後の糧にしてほしいと思います。

新学年の始まりである4月にうまくスタートがきれと、そのまま最後まで頑張れるのではないかと思います。でも、みなさんがこの時期、不安に感じている中に苦手な教科や分野があるのではないのでしょうか。その不安を解消するためには、闇雲に学習するのではなく、不安の原因となる教科や分野を明らかにして、早い段階で対策をしていくことが必要です。

自分は、何が分かっていないのか確かめながら学習していくことにより、不安を少しでも解消していきましょう。頑張ってください。



私たちは、日本のどこに住んでいても、みんな同じ教育が受けられるんだね。そうだね。



令和8年度のスローガンが決まりました

たくさんの応募ありがとうございました。



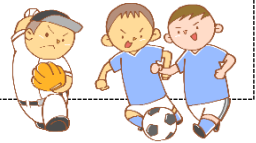
【令和8年度 やまスマスローガン】
『“子どもだから”を理由にしない』（高校3年生の作品）



新学期に気を付けること



- 生活リズムを整える（新学期直後は疲れやすいので、早寝早起きを意識する）
- 心の変化に気を付ける（新しい環境は想像以上にストレスになる）
- 勉強は軽く始める（予習・復習の軽い準備から）
- 苦手科目にも少しずつ手を付ける
- SNSなどのトラブルに注意する
- 部活動はオーバーペースに注意する
- 学校のルールやスケジュールを確認する
- など



16歳以上のみなさんが対象となります！

道路交通法の改正により、令和8年4月1日から自転車の交通違反に「交通反則制度」が導入されます。16歳以上の方で違反した場合には「反則金」を支払わなければなりません。あなたの自転車の乗り方は大丈夫ですか？（16歳以下のみなさんもしっかりとルールを守りましょう）



ながらスマホ
(12,000円)



信号無視
(6,000円)



イヤホン・ヘッドホン
(5,000円)



歩行者妨害
(6,000円)



傘差し(片手運転)
(5,000円)



並進(二人走行)
(3,000円)



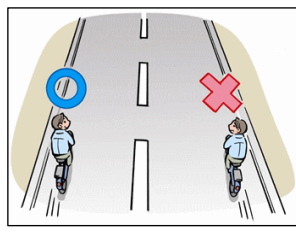
二人乗り
(3,000円)



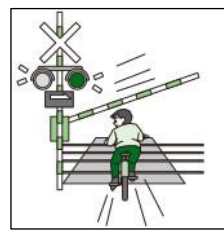
一時不停止
(5,000円)



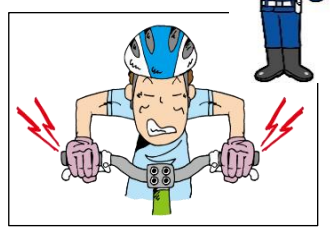
無灯火
(5,000円)



通行区分違反(逆走など)
(6,000円)



遮断機踏切立ち入り
(7,000円)



制動装置(ブレーキ)不良
(5,000円)



自転車事故も自動車事故と同じ交通事故！



こんな自転車事故がありました

道路交通法では、自動車事故も自転車事故も、同様に交通事故として扱われます。自転車事故だからと言って、加害者の責任が軽くなるわけではありません。自転車事故でも被害の大きさによっては、高額な賠償金の支払いを命じられる場合もあります。

みなさんには、自転車に自由に乗り、移動することができる権利があります。しかし、交通ルールを守らなかったり、注意を怠ったりすることにより、他の人の権利を侵害してしまうことがあります。是非、気を付けてください。

男子高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員と正面衝突をしました。男性会社員には、言語機能を喪失するなど重大な後遺症が残ってしまいました。この事故の賠償金は9,266万円でした。



こんな時 あなたならどうしますか？

あなたがバス停でバスを待っていたときに、白杖のおばあちゃんがバス停に向かって歩いてきましたが、歩道とバス停の間に金属製の柵があり、白杖がぶつかったので、おばあちゃんはその場に立ち止まり、白杖で柵を叩いて確認していました。こんな時、あなたならどうしますか？

やまなしスマイルは あなたの味方です！

あなたには、悩んでいることや困っていること、心配していることなどを相談できる人がいますか？

やまなしスマイルは、みなさんがいつでも相談できる場所です。「困ったな。どうしよう」と思ったら、どうぞ、遠慮しないで相談してください。待っています。



相談方法

※電話、FAX、メール、手紙、対面、オンラインで相談

電話

055-225-3958

FAX

055-223-1509

メール

kodomo-kenri@pref.yamanashi.lg.jp

手紙

〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県 総合県民支援局 こども福祉課内

*切手不要の相談室専用の手紙でも大丈夫です

対面・オンライン

右のQRコードから希望する日時を予約してください。

